



家電リサイクル法対象製品の 処分方法について

対象製品

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、
洗濯機・衣類乾燥機、エアコン



不法投棄されるごみの中で多い廃棄物の一つが、上記の「家電リサイクル法対象製品」です。家電リサイクル法対象製品は、ごみ集積所への排出およびクリーンセンター銀河での引き取りはできません。たとえ小さく解体しても排出・引き取りはできませんので、次の方法にて処分をしてください。

1 買い替えの場合 >>> 新しい製品を購入する販売店に引き取りを依頼してください。

2 廃棄のみの場合 >>> 製品を購入した家電販売店に引き取りを依頼してください。



上記1・2は、法律により販売店への引き取りが義務化されています。
なお、運搬手数料・リサイクル料金は販売店へご相談ください。

3 販売店が廃業した、もしくは遠方にある場合

>>> 引き取り協力販売店に依頼していただくか、環境水道課までご連絡ください。

引き取り協力販売店に依頼

リサイクル料金とは別に運搬手数料がかかります。
また、家電リサイクル券は販売店に用意がありますので、料金および手続きについては、事前に各販売店にお問い合わせください。
※「引き取り協力店」とは、町民の皆さまが、安全・安心、また、円滑に家電を処理できるように回収および処理にご協力いただいている町内の家電販売店です。

環境水道課に依頼

家電リサイクル券と運搬手数料が必要です。
日程調整後に収集し、後日送付する納付書にて運搬手数料をお支払いいただきます。
※家電リサイクル券は、郵便局で購入できます。廃棄する家電の①メーカー名②テレビについては画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫は内容積をご確認のうえ、購入手続きが必要です。

4 自分で指定引取場所へ運搬する場合

>>> 家電リサイクル券を郵便局で購入して、家電製品に貼り付け、指定引取場所の営業時間をホームページでご確認のうえ持ち込みください。

指定引取場所およびリサイクル料金などは…

家電製品協会家電リサイクル券センター

検索

引き取り協力店一覧

引き取り協力店については随時募集しています。環境水道課までお問い合わせください。
営業の状況により、当日引き取りできない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

窪川地域

■ 駅前電化センター(有) 北琴平町1-25 ☎ 22-0764
■ 岡部電気 興津1476-2 ☎ 25-0328 ■ 優丸電気 興津1882-1 ☎ 25-0364

大正地域

■ 吉良電気店 大正432-8 ☎ 27-0226

十和地域

■ パルテナカひら 十川270-6 ☎ 28-4420

環境水道課の運搬手数料（1台あたり）

■ テレビ：3,460円 ■ 冷蔵庫・冷凍庫（200ℓ未満）：2,620円 ■ 冷蔵庫・冷凍庫（200ℓ以上）：3,670円
■ 洗濯機・衣類乾燥機（能力7kg未満）：2,400円 ■ 洗濯機・衣類乾燥機（能力7kg以上）：3,460円
■ エアコン（室外機を含む）：3,560円

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112



四万十町コワーキングスペース 2階オフィススペース入居事業者募集

募集期間

2月10日（木）から 2月28日（月）17:00（必着）

令和4年4月に四万十町第1号となる「四万十町コワーキングスペース」がオープンします！
このコワーキングスペースの2階部分にあたるオフィススペース利用事業者を以下のとおり募集します。

コワーキング
スペースとは？

事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、
独立した仕事を行う「共同ワークスペース」です。

申込方法

■ 提出書類

- ① 利用許可申請書
 - ② 会社概要（事業や活動の内容）がわかる書類
 - ③ 登記簿謄本（個人の場合は本人確認書類の写し）
 - ④ 直近の決算書（個人の場合は直近の確定申告の写し（未創業者を除く））
- ※提出書類にて入居審査します。

■ 審査指針

利用者の審査においては、申込者の事業内容や将来展望を勘案し、以下の項目に照らし合わせて、相応しいものであり、その貢献度が期待できる者を選定します。
① 町内の若者の地元定着に寄与できること。
② 町内外の企業、大学、団体等との交流が図れること。
③ 起業・創業・就業が生まれる事業内容であること。
④ コワーキングスペースおよび地域の活性化に寄与できること。

施設名	四万十町コワーキングスペース（仮称）
所在地	四万十町本町5番1号（旧商工会館跡地）
利用時間	原則24時間利用可
設備等	電源、インターネット回線（フリーWi-Fi）、ロッカー、冷蔵庫、会議室など
募集区画	3 2 4 1 2階 オフィススペース→ 共有スペース オフィススペース4区画 4人用 3区画（①～③） 2人用 1区画（④）
募集対象者	町内で事業展開を計画している企業または個人（県内2社、県外2社） 詳細については、下記までお問い合わせください。 [申込・お問い合わせ先] にぎわい創出課 ☎ 22-3281



町有地を売却します



町有地（遊休地）の売却について入札を行います。詳しくは、入札要領を町のホームページなどでご確認ください。入札要領は、下記の申込場所で配布しています。

申込期間

令和4年 2月10日（木）～ 3月4日（金） ※土・日・祝日の閉庁日を除く

申込場所

本庁総務課、大正・十和地域振興局 地域振興課

申込方法

直接持参・郵送（簡易書留） ※電話・メール・FAXは不可

物件番号	場 所	地 目	面 積	最低売却価格
1	四万十町仁井田字松ノ本 908-2、909-3、911-2、910-4、914、915	宅地	1349.56㎡	10,860,000円
2	四万十町黒石字下毛川 733	宅地	933.38㎡	7,580,000円
3	四万十町大正字ハザコ 810-15	宅地	271.89㎡	1,850,000円

【お問い合わせ先】 総務課 ☎ 22-3111